

平成 29 年 2 月 28 日  
都市局 公園緑地・景観課

## 平成 27 年度末都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組 の現況（速報版）の公表について ～都市の緑が着実に増加しています～

国土交通省では、全国の都道府県・市区町村※の協力を得て、都市公園等整備現況調査及び緑地保全・緑化の取組の実績調査を毎年実施しています。

平成 27 年度末の調査結果により、一人当たり都市公園等面積は約 10.3 m<sup>2</sup>/人に上昇し、特別緑地保全地区に指定された地区は前年度比で 42 地区・約 110ha 増加し、都市の緑が着実に増加していることが分かりました。

※東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県、福島県の一部地域については現況調査の対象外とし、平成 21 年度末のデータをそのまま使用しております。

### ○都市公園等整備の現況（別紙 1 参照）

平成 27 年度末の全国の都市公園等の整備量（ストック）は、平成 26 年度末と比較し、

- 箇所数は、105,744 箇所から 106,849 箇所と、**1,105 箇所増加**
- 面積は、約 122,839ha から約 124,125ha と、**約 1,286ha 増加**  
平成元年（57,227 箇所・約 65,037ha）と比較して箇所数・面積とも**約 2 倍に増加**
- 一人当たり都市公園等面積は、約 10.2 m<sup>2</sup>/人から**約 10.3 m<sup>2</sup>/人に上昇**

しかしながら、一人当たり都市公園等面積については、諸外国の都市と比較するとまだ低い水準にあります。引き続き、防災や地域の活性化等の社会的要請に応えるため、都市公園等の整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理が図られるよう支援を行っていきます。

### ○緑地保全・緑化の取組の現況（別紙 2 参照）

#### ➤ 特別緑地保全地区

指定される地区が平成 27 年度末で 570 地区・約 2,681ha となり、前年度比で **42 地区・約 110ha 増加**しました。近郊緑地特別保全地区と合わせた実績をみると、昭和 48 年の制度創設以来、着実に増加傾向にあり、平成元年（189 地区・約 1,873ha）と比較して地区数・面積とも**約 3 倍に増加**しています。

#### ➤ 地区計画等緑化率条例

適用される地区が平成 27 年度末で 107 地区・約 1,432ha となり、前年度比で **11 地区・約 102ha 増加**しました。

また、神奈川県横浜市における特別緑地保全地区の指定事例や、愛知県名古屋市における地区計画等緑化率条例の事例を先進的な取組として紹介しています。（別紙 3 参照）

引き続き、都市に潤いとゆとりをもたらす緑が適切に保全されるとともに、緑化が推進されるよう、地方公共団体等への支援、各種施策の推進、緑に関する情報提供等を進めていきます。

### 問い合わせ先

国土交通省都市局公園緑地・景観課

- 都市公園に関すること：企画専門官 平塚（内線 32952）、係長 鏑水（内線 32954）
  - 緑地保全・緑化に関すること：国際緑地環境対策官 望月（内線 32912）、係長 煙山（内線 32965）
- 電話 03-5253-8111（代表）、03-5253-8419（夜間直通） FAX 03-5253-1593

## ○平成27年度末種別毎都市公園等整備現況

H28.3.31現在

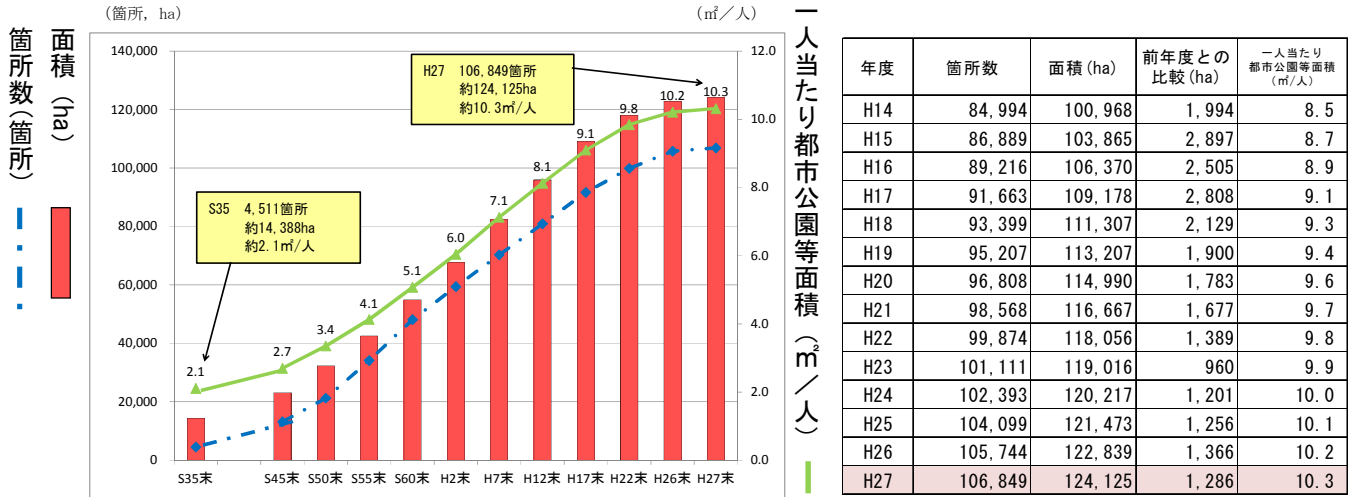
	平成27年度末		平成26年度末(参考)		増加量(H27-H26)		備考
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	93,013	33,851	92,088	33,611	925	240	カントリーパーク含む ( )内の数字はカントリーパークを示す
街区公園	85,566	13,897	84,699	13,777	867	120	
近隣公園	5,676	10,174	5,623	10,077	53	98	
地区公園	1,771	9,780	1,766	9,757	5	23	
	(179)	(1,385)	(180)	(1,390)	(-1)	(-5)	
都市基幹公園	2,163	38,197	2,146	37,785	17	412	
総合公園	1,345	25,495	1,339	25,270	6	224	
運動公園	818	12,703	807	12,515	11	187	
大規模公園	216	15,322	215	15,133	1	188	
広域公園	210	14,760	209	14,572	1	188	
レクリエーション都市	6	561	6	561	0	0	
緩衝緑地等	11,440	32,864	11,278	32,420	162	444	
特殊公園	1,342	13,602	1,337	13,780	5	-178	
緩衝緑地	223	1,738	223	1,739	0	-1	
都市緑地	8,482	15,661	8,336	15,309	146	351	
都市林	146	798	137	516	9	282	
広場公園	303	137	306	155	-3	-18	
緑道	944	928	939	922	5	6	
国営公園	17	3,891	17	3,889	0	2	
合計	106,849	124,125	105,744	122,839	1,105	1,286	平成27年度末整備水準 10.3㎡/人

※ 都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）を指す。

## ○都市公園等の種類（参考）

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合においてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	広場公園	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	国営公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいて、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

## ○都市公園等の現況及び推移



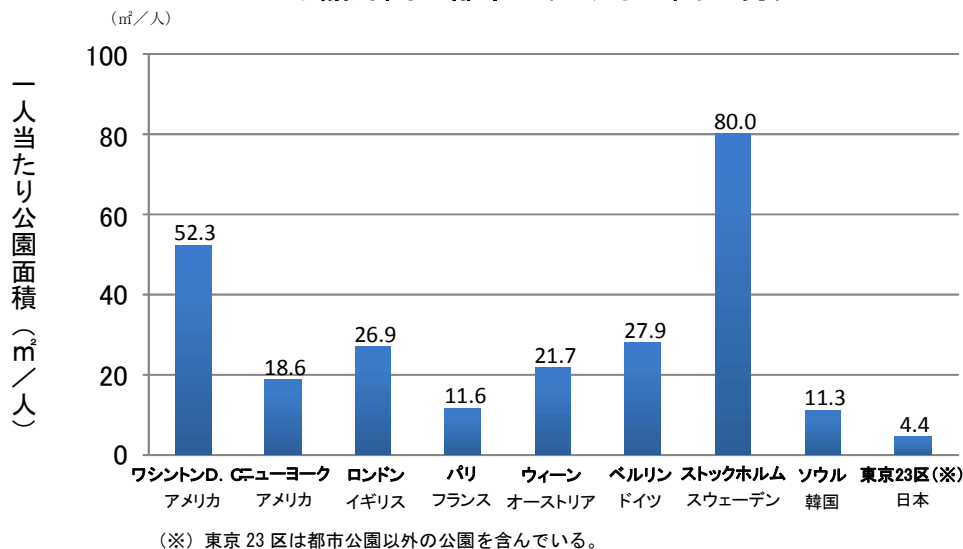
## ○都道府県別一人当たり都市公園等面積現況

H28. 3. 31現在

都道府県名	一人当たり都市公園等面積 (m²/人)	都道府県名	一人当たり都市公園等面積 (m²/人)	都道府県名	一人当たり都市公園等面積 (m²/人)	政令市名	一人当たり都市公園等面積 (m²/人)
北海道	38.2	静岡県	9.4	熊本県	10.2	札幌市	12.6
青森県	17.8	愛知県	8.0	大分県	13.2	仙台市	14.6
岩手県	14.6	三重県	10.2	宮崎県	21.4	さいたま市	5.1
宮城県	23.2	滋賀県	9.0	鹿児島県	13.9	千葉市	9.3
秋田県	21.5	京都府	12.3	沖縄県	10.8	東京特別区	3.0
山形県	19.8	大阪府	5.6			横浜市	4.9
福島県	12.8	兵庫県	10.9			川崎市	3.9
茨城県	9.5	奈良県	12.9			相模原市	4.6
栃木県	14.3	和歌山県	8.3			新潟市	10.2
群馬県	14.1	鳥取県	14.0			静岡市	6.2
埼玉県	7.2	島根県	20.2			浜松市	8.3
千葉県	6.3	岡山県	15.6			名古屋市	6.9
東京都	7.3	広島県	14.3			京都市	4.4
神奈川県	6.9	山口県	14.5			大阪市	3.6
新潟県	17.0	徳島県	9.7			堺市	8.4
富山県	15.2	香川県	18.4			神戸市	17.2
石川県	14.3	愛媛県	12.3			岡山市	16.5
福井県	16.5	高知県	11.6			広島市	7.8
山梨県	10.8	福岡県	9.1			北九州市	12.3
長野県	13.5	佐賀県	11.5			福岡市	8.8
岐阜県	10.4	長崎県	13.7			熊本市	9.4
都道府県計 <sup>※1</sup>				11.9	政令市計 <sup>※2</sup>		6.8
					全国計		10.3

※1 政令市及び特別区除く  
※2 特別区含む

## ○諸外国の都市における公園の現況



## ○平成27年度末都市の緑地の保全・緑化に関する施策の実施現況 (H28.3.31現在)

	平成27年度末		平成26年度末		増加量(H27-H26)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
緑の基本計画	674	—	673	—	1	—
歴史的風土保存区域	32	22,487	32	22,487	0	0
歴史的風土特別保存地区	60	6,428	60	6,428	0	0
第1種・第2種歴史的風土保存地区	—	2,404	—	2,404	—	0
近郊緑地保全区域	25	97,330	25	97,330	0	0
近郊緑地特別保全地区	30	3,746	30	3,746	0	0
特別緑地保全地区	570	2,681	528	2,571	42	110
管理協定	2	2	2	2	0	0
地区計画等緑地保全条例	4	53	4	53	0	0
風致地区	762	170,097	762	170,299	0	-202
市民緑地	185	104	181	102	4	2
保存樹木(施行令第1項)※1	—	3,710	—	3,739	—	-29
保存樹林(施行令第2項イ)	211	69	204	67	7	2
保存樹林(施行令第2項ロ)※2	28	1,369	28	1,369	0	0
緑地協定	1,607	4,965	1,607	5,133	0	-168
認定緑化施設整備計画※3	28	—	28	—	0	—
緑化地域	4	60,645	4	60,625	0	20
地区計画等緑化率条例	107	1,432	96	1,330	11	102

※1 保存樹木の単位は本 ※2 保存樹林(ロ)の単位はm ※3 認定緑化施設整備計画の箇所数は認定件数の累計  
注: 増加量の面積は四捨五入により違いが生じる場合があります。

## ○上記に関する制度等の概要(参考)

制度等の名称(根拠法)	制度の概要
緑の基本計画 (都市緑地法)	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を基本計画に定め、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施する。
歴史的風土保存区域 (古都保存法)	古都における歴史的風土を緩やかに保存するために、区域内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更など、一定の行為を届出・勧告制とする。
歴史的風土特別保存地区 (古都保存法・明日香法)	古都における歴史的風土を現状凍結的に保存するために、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする。なお、明日香村の区域については、第1種と第2種に区分し、それぞれの許可基準を定めている。
近郊緑地保全区域 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の行為を届出制とし、無秩序な市街地化を防止する。
近郊緑地特別保全地区 (首都圏・近畿圏近郊緑地保全法)	良好な自然的環境を形成する緑地について木竹の伐採、建築行為、土地の形質の改変等一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全して、豊かな緑を将来に継承する。
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	地方公共団体等が、特別緑地保全地区等の土地所有者と協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行い、管理の負担を軽減する。
管理協定 (都市緑地法)	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画等を活用して現状凍結的に保全する。
地区計画等緑地保全条例 (都市緑地法)	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定め、地区内における木竹の伐採、建築行為、土地の形質の変更等、一定の行為を許可制とする。
風致地区 (都市計画法)	雑木林・屋敷林等の緑地の所有者や人工地盤・建築物等の緑化を行う事業者と地方公共団体等が契約を結び、緑地や緑化施設を地域の人々の利用のために公開する。
市民緑地 (都市緑地法)	都市計画区域における、一定の基準を満たす樹木または樹木の集団(樹林地・いげき)について市町村長が指定し、保存を図る。
保存樹木・保存樹林 (樹木保存法)	土地所有者等が合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、市街地の良好な環境を確保する。
緑地協定 (都市緑地法)	民間の建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画(緑化施設整備計画)について、市町村長が認定する。
認定緑化施設整備計画 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、都市計画で敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。
緑化地域 (都市緑地法)	一定規模以上の敷地面積における建築物の新築や増改築を行う場合に、地区計画等で敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、都市中心部等緑が不足している市街地の緑化を図る。
地区計画等緑化率条例 (都市緑地法)	

## 事例紹介（緑地保全・緑化の取組）

## ○保全管理計画を活用した特別緑地保全地区の公開と管理（神奈川県 横浜市）

神奈川県横浜市は、平成 27 年 12 月 4 日に、貴重な植物の生育地を適正に保全するため、都市緑地法第 12 条（特別緑地保全地区に関する都市計画）に基づき、新たに境木本町特別緑地保全地区（0.8ha）として指定しました。

同地区は、宅地化が進んだ市街化区域に残された貴重な樹林地として、愛護会によって日常の維持管理がされてきており、平成 27 年度に「横浜市森づくりガイドライン」に基づく保全管理計画が策定され、計画的な樹林地管理による貴重な植物種の増加や環境学習に必要な施設整備等が進めることができました。



境木本町特別緑地保全地区

横浜市では、境木本町地区以外の 15 地区の特別緑地保全地区でも保全管理計画を策定しています。今後、さらに、特別緑地保全地区の指定によって市街化区域内の緑地も確実に保全するとともに、市民に親しまれる緑地としての管理を計画的に実施するよう取り組んでいきます。

## ○地区計画の策定による緑豊かな都市環境の形成（愛知県 名古屋市）

愛知県名古屋市は、平成 27 年 2 月に、名古屋市港区の地下鉄名港線・東海通駅及び港区役所駅の西側に位置する大規模な工場跡地において、商業施設や中高層住宅、スポーツ施設、エネルギー施設等を設置し、複合的な市街地への土地利用転換を誘導する「港明スマートタウン地区計画」（約 38.5ha）を定めました。

同地区では、都市緑地法第 39 条（地区計画等緑化率条例制度）に基づく「名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」において、建築物における緑化率の最低限度（20%）が定められており（地区全体では 25% を目標として別途設定）、建築物周辺の緑化が積極的に推進されています。また、既存の公園と運河を結ぶ緑道や区域外周に配する緑地を主要な公共施設として位置づけ、豊かな緑や水辺空間といった良好な環境を活かした、ゆとりと潤いのある市街地の形成を図ることを目指しています。



港明地区（みなとアクルス）の整備イメージ



みなとアクルス開発計画図